

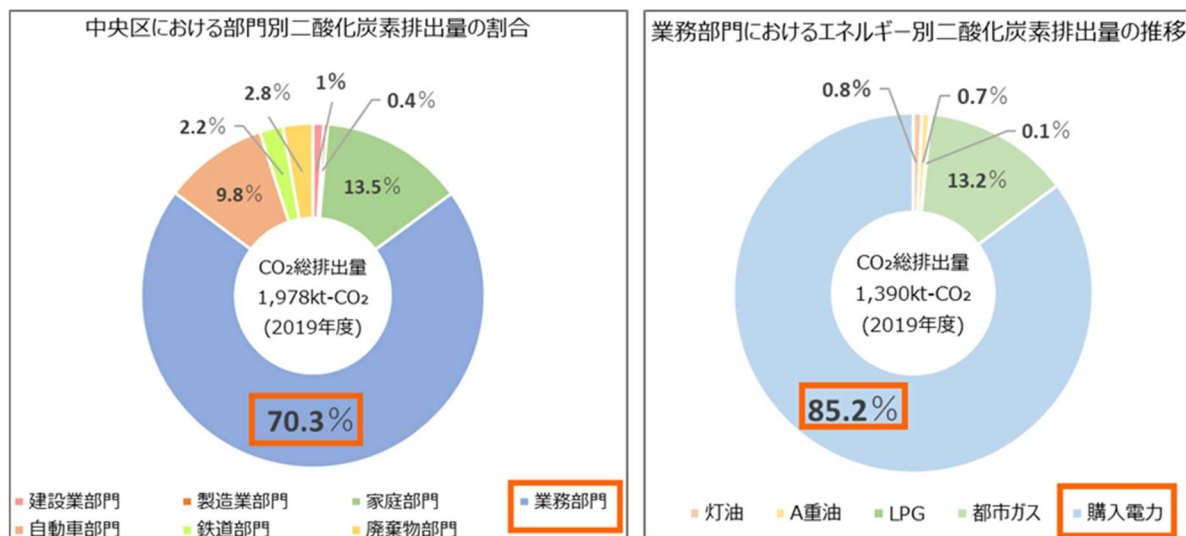
「再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」の締結について

1 目的

本区では、企業や事業所等業務部門からの二酸化炭素排出量が全体の約7割を占めており、そのうち、約9割が電力に起因しているため、区内事業者による電力の脱炭素化に向けた取組が重要です。

区内事業者に対する再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の普及促進に向け、株式会社エナーバンクと連携協定を締結し、同社が主催する電力のリバースオークション（※）を活用し、再エネ電力を安価で調達できる仕組みを提供するものです。

※リバースオークションとは、競り下げ方式による入札制度をいいます。



※出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
特別区の温室効果ガス排出量（抄）（1990 年度～2019 年度）2022 年 3 月資料を基に作成

2 協定の内容

(1) 協定先

株式会社エナーバンク

中央区日本橋 2 - 1 - 1 7 丹生ビル 2 階

代表取締役社長 村中 健一

(2) 主な連携及び協力事項

ア 区内事業者を対象に実施する次の事項

(ア) リバースオークションによる再エネ電力の共同調達

(イ) 株式会社エナーバンクからの環境価値の共同購入

イ 株式会社エナーバンクと協定を締結する自治体が当該区域内の事業者を対象に合同で実施する次の事項

(ア) リバースオークションによる再エネ電力の共同調達

(イ) 株式会社エナーバンクからの環境価値の共同購入

ウ 再エネ電力に係る情報の収集及び共有に関すること。

(3) 協定締結日

令和 5 年 1 月 1 3 日（金）

(4) 協定期間

協定締結日から令和6年3月31日まで（終了の申出がない場合は自動更新）

(5) 協定書

別紙のとおり

3 連携概要図

